

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	中城地区 (中城町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中城町集落は、かつてはイチゴ・トマトなどの施設園芸作物や水稻栽培の盛んな地域であったが、農業従事者の高齢化により専業農家は減少し、現在専業農家がごくわずかとなっている。農業後継者については集落の6割を超える農家に後継者がおらず、高齢化と後継者不足が深刻な状況である。農地の状況は、専業農家の減少によりかつてイチゴ・トマト等が栽培されていた農地では現在水稻が栽培されている。一部野菜の栽培があるものの、水稻作付けか保全管理水田がほとんどであり、高齢化で農業ができなくなった、もしくは農機具の不具合などをきっかけでの離農など、耕作放棄地が増加する事が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の担い手はもとより、集落外からの農業者も担い手として位置付け、今後耕作できなくなる見込みの農地については水稻栽培を中心としてそれらの担い手に集積・集約を進めていく。また、集落内において新たに担い手として位置づけられる農業者の掘り起こしにも努め、その者にも農地を集積・集約してゆく。また、トマトなどの施設栽培についても作付け推進を継続してゆく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を目指し、分散している圃場が担い手に集約され、効率的に耕作できるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知をすすめ、地権者が農地集積への理解が得られるよう努める。今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、用排水路の補修なども行い、営農環境の整備に努める。また、農地区画の整理、不成形・小規模水田の解消も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、集落外からの耕作者を複数名、担い手として位置付けており、今後も集落外からの担い手の受け入れを進める。また、集落内においても、新たに担い手として位置づけられる農業者が現れればその者も集落内の担い手として育成していく事とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地の発生を防止するため、集落として適正な農地管理に取り組む。